

2020年11月9日

国立大学法人高知大学長

櫻井 克年 殿

要望：故中曾根康弘元首相合同葬儀の弔意表明への対応をうけて

高知大学教職員組合

中央執行委員長 峯 一朗

平素より教職員の労働条件の改善にご尽力頂きありがとうございます。

さて、表題の件に関し、私たちから本年10月19日付でお送りした質問につき、10月21日付でご回答頂きありがとうございました。そこでは、高知大学は以下の2点の対応を行ったとされています。

- ・10月14日に「故中曾根康弘」内閣・自由民主党合同葬儀の当日における弔意表明について（通知）」（令和2年10月13日文部科学事務次官通知）を、グループウエア掲示板（教職員用掲示板（文科省等からの通知等（総務部関係）））に掲示した
- ・10月17日13時40分から14時40分の間、朝倉キャンパス本部管理棟1階玄関（建物内）に弔旗を掲揚した

私たちは大学の上記の対応には次の3つの問題があると考えています。

第一に、法人化された国立大学は国の機関ではなく、教職員も公務員ではありません。したがって文部科学省が国の機関宛での通知を国立大学に送付することはそもそもおかしいのであり、また、国立大学が構成員にそのような通知を周知する必要もなかったはずで

第二に、今回の葬儀は政府単独ではなく、自由民主党という特定の政党との合同葬でした。このような葬儀について大学に弔意を表明するように求めることは、教育基本法14条2項が禁ずる特定の政党を支持する活動に該当し、同法16条1項で明記された「不当な支配」にあたる可能性があります。また、弔意の表明は本来個々人の判断に委ねられるべきものです。したがって、弔意の表明を求める通知を教職員に周知することは憲法19条が保障する思想・信条の自由に関わる問題であり、不適切だったと考えます。なお今回、鹿児島大学、愛知教育大学、熊本大学、琉球大学などは弔旗の掲揚などを実施しませんでした。

第三に、今回は休日である土曜日に弔旗掲揚をするために出勤を命じられた教職員がいたはずであり、本来不必要だった労働を強いたという点も不適切であったと考えます。

以上の理由から、今回のような場合において、教職員への通知の周知や、弔旗掲揚などの対応を今後一切行わないことを求めます。